

紹介状なしで大病院等を受診する場合に定額負担が必要になりました

医療機関における外来の機能分化を進めるため、平成 28 年度からは、紹介状なしで特定機能病院及び 500 床以上の大病院などを受診する場合、原則として初診時又は再診時に 3 割～ 1 割の自己負担に加え、**定額負担**が必要になりました。

定額負担の最低金額は、初診時に 5,000 円（歯科は 3,000 円）、再診時に 2,500 円（歯科は 1,500 円）となります。 ※ただし、緊急その他やむを得ない事情などがある場合には、定額負担を必要としないこともあります。

紹介状なしで特定機能病院等を受診した場合



入院中の食事代の標準負担額が段階的に引き上げられます

医療機関に入院したときに必要となる入院中の食事代は、入院時食事療養費の給付で賄われ、入院患者が一部（標準負担額）を自己負担します。これまでは、食材費相当額のみを自己負担でしたが、入院と在宅療養の負担の公平を図るために、平成 28 年 4 月からは調理費相当額の負担が加わりました。ただし、難病患者や平成 28 年 4 月 1 日において 1 年を超えて精神病床に入院している方、低所得者（市町村民税非課税）は、据え置きとなっています。

1食あたりの標準負担額

		平成27年度まで	平成28年度から	平成30年度から
A	一般（B・Cに該当しない人）	260円	360円	460円
B	市町村民税非課税等の組合員とその家族（Cに該当する方を除く）	過去12カ月の入院日数が90日以下	360円	460円
		過去12カ月の入院日数が90日超		
C	Bのうち、所得が一定基準に満たない方	100円		

※難病患者等は据え置きとなります。



入院時の食事代の標準負担額とは

病気やケガをして入院したときは、診療費や薬代といった医療費の他に食事代として入院時食事療養費がかかります。かかった費用のうち入院患者が自己負担する費用を標準負担額といい、所得に応じて決まっています。